

行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第六号

行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(広島県情報公開条例の一部改正)

第一条 広島県情報公開条例(平成十三年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

「第三章 不服申立て」を「第三章 審査請求」に改める。

第十八条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の規定に基づく異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第十八条の次に次の一条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第十八条の二 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第九条第一項本文の規定は、適用しない。

第十九条第一項中「について行政不服審査法の規定に基づく不服申立て」を「又は開示請求に係る不作為について審査請求」に、「不服申立てに対する決定又は」を「審査請求に対する」に改め、「速やかに」を削り、同項第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該行政文書の開示について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。

第十九条第二項中「前項」を「第一項」に、「不服申立てに対する決定又は」を「審査請求に対する」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 前項の規定による諮問は、次に掲げる書面を添えてするものとする。

- 一 行政不服審査法第九条第三項の規定により読み替えて適用する同法第二十九条第二項の規定により作成した弁明書の写し
- 二 行政不服審査法第九条第三項の規定により読み替えて適用する同法第三十条第一項の規定により反論書の提出があったときは当該反論書の写し
- 三 行政不服審査法第九条第三項の規定により読み替えて適用する同法第三十条第二

項の規定により意見書の提出があったときは当該意見書の写し

第二十条中「掲げるもの」を「掲げる者」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第一項第二号において同じ。）

第二十条第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る行政文書の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第二十一条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定又は」を削り、同条第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第二号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

（広島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正）

第二条 広島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成十六年広島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第八条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十条第四項中「不服申立てに」を「審査請求に」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第十一条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第十二条第一項を次のように改める。

審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

第十二条第二項中「諮問実施機関」を「審査会」に、「前項」を「第一項」に改め、「写しの」を削り、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第十四条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第十五条中「写しの」を削り、「受けるもの」を「受ける者」に改める。

(広島県個人情報保護条例の一部改正)

第三条 広島県個人情報保護条例(平成十六年広島県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

「第五節 不服申立て等」を「第五節 審査請求等」に改める。

第三十三条の二の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の規定に基づく異議申立て」を「審査請求」に改める。

第三十三条の二の次に次の一条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第三十三条の三 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第九条第一項本文の規定は、適用しない。

第三十四条第一項中「又は利用停止決定等について行政不服審査法の規定に基づく不服申立て」を「、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求」に、「不服申立てに対する決定又は」を「審査請求に対する」に改め、「速やかに」を削り、同項第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第二号から第四号までを次のように改める。

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該保有個人情報の開示について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。

三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとするとき。

四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとするとき。

第三十四条第二項中「前項」を「第一項」に、「不服申立てに対する決定又は」を「審査請求に対する」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 前項の規定による諮問は、次に掲げる書面を添えてするものとする。

一 行政不服審査法第九条第三項の規定により読み替えて適用する同法第二十九条第二項の規定により作成した弁明書の写し

二 行政不服審査法第九条第三項の規定により読み替えて適用する同法第三十条第一項の規定により反論書の提出があったときは当該反論書の写し

三 行政不服審査法第九条第三項の規定により読み替えて適用する同法第三十条第二項の規定により意見書の提出があったときは当該意見書の写し

第三十五条第一号を次のように改める。

一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第一項第二号において同じ。）

第三十五条第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第三十六条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定又は」を削り、同条第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第二号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第四条 職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条の三第三項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四条又は第四十五条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第五条 職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第四項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四条第一項又は第四十五条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項」に改める。

（広島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第六条 広島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（広島県税条例の一部改正）

第七条 広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項及び第二項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部改正）

第八条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の第八号の六(1)中「(12)まで、(14)及び(15)」を「(14)まで」に改め、同号中(13)を削り、(14)を(13)とし、(15)を(14)とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の広島県情報公開条例第三章の規定は、この条例の施行後にされた広島県情報公開条例第七条第一項及び第二項の規定による決定（以下「開示決定等」という。）又はこの条例の施行後にされた同条例第五条の規定による開示請求（以下「開示請求」という。）に係る不作為に係る審査請求について適用し、この条例の施行前にされた開示決定等又はこの条例の施行前にされた開示請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の広島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例の規定中広島県情報公開・個人情報保護審査会が行う審議の手続に関する部分は、この条例の施行後にされた開示決定等、広島県個人情報保護条例第十一条第一項若しくは第三項の規定による決定（以下「保有個人情報開示決定等」という。）、同条例第二十四条第一項若しくは第二項の規定による決定（以下「訂正決定等」という。）、同条例第三十一条第一項若しくは第二項の規定による決定（以下「利用停止決定等」という。）又はこの条例の施行後にされた開示請求、同条例第九条第一項の規定による開示請求（以下「保有個人情報開示請求」という。）、同条例第二十二条第一項の規定による訂正請求（以下「訂正請求」という。）若しくは同条例第二十九条第一項の規定による利用停止請求（以下「利用停止請求」という。）に係る不作為に係る審査請求について適用し、この条例の施行前にされた開示決定等、保有個人情報開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又はこの条例の施行前にされた開示請求、保有個人情報開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

4 第三条の規定による改正後の広島県個人情報保護条例第二章第五節の規定は、この条例の施行後にされた保有個人情報開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又はこの条

例の施行後にされた保有個人情報開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求について適用し、この条例の施行前にされた保有個人情報開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又はこの条例の施行前にされた保有個人情報開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。